

永平寺町高齢者虐待防止ネットワーク会議条例を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第24号

永平寺町高齢者虐待防止ネットワーク会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、永平寺町における高齢者に対する虐待の防止のための方策や支援について協議するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第3条第1項の規定に基づく高齢者虐待防止ネットワーク会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高齢者虐待についての連絡や情報交換、情報提供や情報集収
- (2) 虐待防止に関する総合相談窓口の設置及び運営
- (3) 関係機関・団体との連携
- (4) その他必要な事項

(委員の構成)

第3条 会議の委員の定数は12名以内とし、次に掲げる者に町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 福井市医師会から推薦された者
- (3) 学識経験者
- (4) 永平寺町民生委員児童委員協議会から推薦された者
- (5) 永平寺町健康長寿クラブから推薦された者
- (6) 福井人権擁護委員協議会永平寺町部会から推薦された者
- (7) 福井健康福祉センターから推薦された者
- (8) 福井警察署から推薦された者
- (9) 永平寺町社会福祉協議会から推薦された者
- (10) 永平寺居宅介護支援事業所から推薦された者
- (11) 永平寺町内介護老人施設の代表
- (12) 永平寺町消防本部から推薦された者

2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

- 2 会長は、町長から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、議長となる。
- 4 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則非公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(個別ケース会議)

第6条 会長は、必要に応じて個別ケース会議を置くことができる。

- 2 個別ケース会議は、第3条第1項に掲げる関係機関・団体等から必要な職員等をもって組織する。

(委員の除斥)

第7条 会長、副会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、会議の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第9条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第10条 会議は、審議した結果、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(守秘義務)

第11条 委員及び第8条の規定により会議に出席した者は、審査の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第12条 会議の庶務は、永平寺町役場福祉保健課において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。